

進路だより

福島県立いわき養護学校 進路指導部

第 5 号

平成28年 2月 26日 発行

新しい年が始まって2ヶ月が過ぎようとしています。高等部では、生徒の進路実現に向けて様々な活動が行われました。昨年12月には高等部3年生による現場実習報告会、今年2月には高等部1年生による校外実習、そして高等部2年生に向けて地区別相談会が実施されました。

実習先としてご協力していただいた企業・福祉サービス事業所の皆様、そして保護者の皆様、ありがとうございました。

高等部現場実習報告会

12月18日（金）、本校体育館において、「高等部3学年産業現場等における実習報告会」が行われました。実習にあたっての目標や実習先での作業内容などを、グループごとに分かれて報告しました。聞く人にわかりやすい話し方に気をつけたり、あいさつや作業の実演をしたりするなど、それぞれの生徒が授業や実習先で学んだことを発表しました。



校外実習

高等部1年生は、2月1日から4日にかけて校外実習を行いました。2日間という短い期間ではありましたが、一生懸命実習に取り組みました。来年度は5日間の実習を2回行う予定です。この経験を活かして今後もがんばってほしいですね。



高等部2学年地区別相談会

いわき地区障害支援区分に関する地区別相談会・就労継続支援 B 型事業所利用にかかるアセスメント説明会が、2月5日（金）に開催されました。今年から、いわき養護学校・いわき養護学校くぼた校・平養護学校・富岡養護学校合同で開催することとなりました。

3年生になったら、福祉サービス利用で行わなくてはならない手続きについて、いわき市保健福祉部障がい福祉課の担当者の方から説明を受け、その後に地区ごとに分かれて地区の保健福祉センターの担当者の方々、市の委託相談支援事業所の方々から手続きについて説明を受けました。合わせていわき障害者就業・生活支援センターの担当者の方から卒業後、働く際に困ったときにどうしたらよいか。就業・生活支援センターの概要説明がありました。

この後、進路先として就労継続支援 B 型事業所を希望する生徒の保護者対象に、直 B アセスメント説明会も同時に行われました。直 B アセスメントは厚生労働省より平成 27 年 4 月より施行され、特別支援学校から就労継続支援 B 型事業所には直接行けなくなり、就労移行支援事業所へ行き、就労面についてのアセスメントをとらなくてはいけなくなりました。

どちらも卒業するときに大切なことです。保護者の皆様が責任をもって手続きができるように関係機関と連携をして取り組んでいきたいと思えます。



『児』と『者』の福祉サービスの違いについて

18歳になると障がい『児』から障がい『者』と切り替わります。

そうすると、福祉サービスの手続きが若干ですが変わります。



在学中は、

- ①福祉サービス（放課後等デイサービス、短期入所、同行援護、行動援護等）を利用する際は、計画相談支援事業所と契約をし、「サービス利用計画書」を作成してもらい、受給者証が発行されたら福祉サービス利用ができる。
- ②児童の場合は、障害の程度に関わらずサービスの基準が一律。ですが・・・。

高等部を卒業すると・・・。

- ①福祉サービス事業所を利用する場合は、必ず『サービス等利用計画』を作成しないといけません。そのために計画相談支援事業所と契約を結ばないといけません。（18歳未満と18歳以上では相談する場所が若干異なります。）
- ②福祉サービスの必要度に応じて適切なサービスを受けるために、『障害支援区分』というものが必要になります。（生活介護を希望する方は必ず必要になります。）

詳細については、次号。